

佐世保市清掃業務・警備業務の契約事務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市が発注する清掃業務・警備業務の公正かつ適正な契約事務における発注基準等について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管法」という。）、警備業法（昭和47年法律第117号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号）、佐世保市財務規則事務取扱要領（平成17年9月8日実施）、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱（平成25年10月2日施行。以下「基幹要綱」という。）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 清掃業務 ビル管法第12条の2第1項各号に規定する業務（同項第4号に規定する飲料水の水質検査を除く。）及びこれに付随する業務をいう。
- (2) 警備業務 次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号に規定するもののうち、市が発注する市管理施設、敷地等における盗難等事故の発生を警戒し防止する業務（以下「施設警備業務」という。）
 - ロ 警備業法第2条第1項第2号に該当するもののうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「公安委員会規則」という。）第1条第4号に規定する業務（以下「交通誘導警備業務」という。）
 - ハ 警備業法第2条第1項第2号に規定するもののうち、公安委員会規則第1条第3号に規定する業務（以下「雑踏警備業務」という。）
 - ニ 警備業法第2条第3項に該当する業務
- (3) 清掃員 建築物又は特定建築物の清掃業務を行う清掃業者の職員をいう。
- (4) 警備員 警備業法第4条に規定する認定を受け、警備業務を行う警備業者の職員をいう。

(5) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(6) 特定建築物 ビル管法第2条第1項に規定する特定建築物をいう。

（区分）

第3条 清掃業務においては、清掃員を次の表のとおり区分するものとする。

区 分	内 容
清掃作業監督者	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「ビル管法施行規則」という。）第25条第2号に該当する清掃員
建築物環境衛生管理技術者	ビル管法第7条第1項に規定する免状を公布された清掃員
ビルクリーニング技能士	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定するビルクリーニングに関する技能検定に合格した清掃員
空気環境測定実施者	ビル管法施行規則第26条第2号に該当する清掃員
空気調和用ダクト清掃作業監督者	ビル管法施行規則第26条の3第2号に該当する清掃員
飲料水貯水槽清掃作業監督者	ビル管法施行規則第28条第4号に該当する清掃員
排水管清掃作業監督者	ビル管法施行規則第28条の3第4号に該当する清掃員
ねずみ昆虫等防除作業監督者	ビル管法施行規則第29条第3号に該当する清掃員をいう。
空調給排水管理監督者	ビル管法施行規則第30条第5号に該当する清掃員
統括管理者	ビル管法施行規則第30条第2号に該当する清掃員
病院清掃受託責任者	医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に該当する清掃員
現場従事員	清掃員のうち、前項までのいずれにも該当しない者

2 警備業務においては、業務に従事する者を次の表のとおり区分するものとする。

する。

区 分	内 容
交通誘導警備員 A	交通誘導警備業務を行う警備員のうち、公安委員会規則第 6 条に規定する交通誘導警備業務の検定 1 級又は 2 級に合格した警備員
交通誘導警備員 A 相当	交通誘導警備業務を行う警備員のうち、次のいずれかを満たし、交通誘導警備員 A と同等の扱いとする者 (1) 警備業法に定める指定講習を修了した者 (2) 警備業法第 2 条第 1 項第 2 号に定める警備業務の基本教育及び業務別教育を現に受けている者で、当該警備業務に従事した期間（実務経験年数）が 1 年以上である者（以下「基本教育等を受けた者」という。）
交通誘導警備員 B	交通誘導警備業務を行う警備員のうち、前 2 項いずれにも該当しない者
雑踏警備員 A	雑踏警備業務を行う警備員のうち、公安委員会規則第 6 条に規定する雑踏警備業務の検定 1 級に合格した者
雑踏警備員 B	雑踏警備業務を行う警備員のうち、公安委員会規則第 6 条に規定する雑踏警備業務の検定 2 級に合格した者
雑踏警備員 C	雑踏警備業務を行う警備員のうち、基本教育等を受けた者

（登録資格）

第 4 条 基幹要綱第 4 条第 1 項に定める佐世保市業務委託・役務入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の清掃業務に業種登録する者は、別表に規定する資格及び機械器具を有してなければならない。

2 名簿の警備業務に業種登録する者は、警備業法第 4 条に規定する認定を受けていなければならない。

（清掃業務発注基準）

第5条 清掃業務の発注を行う場合は、次項から第11項までの業務ごとに定める基準に、次の各号を加えた基準で発注を行わなければならない。

- (1) 佐世保市内に営業所を設置して事業を営んでいる者であること。
- (2) 営業所において該当業務の営業実績を1年以上有すること。
- (3) 業務従事者を市内の営業所で有していること。

2 建築物清掃業務を発注する場合は、次に定める基準全てを満たさなければならない。ただし、第1号に定める基準は、シルバー人材センター（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定する指定を受けた者をいう。）と特命随意契約（特定の1者を指名して行う契約をいう。）を締結する場合については、適用しない。

- (1) ビル管法第12条の2第1項第1号又は第8号の規定による長崎県の登録を市内の営業所で受けていること。
- (2) 清掃作業監督者を1人以上有していること。
- (3) 発注規模・面積等に見合った真空掃除機を市内に有していること。
- (4) 発注規模・面積等に見合った床みがき機を市内に有していること。
- (5) 発注規模・面積等に見合った現場従事員を市内に有していること。

3 特定建築物清掃業務を発注する場合は、次に定める基準全てを満たさなければならない。

- (1) ビル管法第12条の2第1項第1号又は第8号の規定による長崎県の登録を市内の営業所で受けていること。
- (2) 過去5年間以内に特定建築物清掃の実績を有すること。
- (3) 清掃作業監督者及び建築物環境衛生管理技術者をそれぞれ1人以上有していること。
- (4) 真空掃除機7台以上を市内に有していること。
- (5) 床みがき機4台以上を市内に有していること。
- (6) 現場従事員（技術・業務員）20人以上を市内に有していること。

4 空気環境測定業務を発注する場合は、ビル管法第12条の2第1項第2号又は第8号の規定による長崎県の登録を市内の営業所で受けている者でなければならない。

5 空気調和用ダクト清掃業務を発注する場合は、ビル管法第12条の2第1項第3号の規定による長崎県の登録を市内の営業所で受けている者でな

- ればならない。
- 6 飲料水貯水槽清掃業務を発注する場合は、ビル管法第12条の2第1項第5号の規定による長崎県の登録を市内の営業所で受けている者でなければならぬ。
 - 7 排水管清掃業務を発注する場合は、ビル管法第12条の2第1項第6号の規定による長崎県の登録を市内の営業所で受けている者でなければならぬ。
 - 8 ねずみ昆虫等防除業務を発注する場合は、ビル管法第12条の2第1項第7号の規定による長崎県の登録を市内の営業所で受けている者でなければならぬ。
 - 9 環境衛生総合管理業務を発注する場合は、次に定める基準全てを満たさなければならぬ。
 - (1) ビル管法第12条の2第1項第8号の規定による長崎県の登録を市内の営業所で受けていること。
 - (2) 過去5年間以内に特定建築物清掃の実績を有すること。
 - (3) 市内に真空掃除機を7台以上有していること。
 - (4) 市内に床みがき機を4台以上有していること。
 - (5) 現場従事員（技術・業務員）20人以上を市内に有していること。
 - 10 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（以下「病院」という。）の清掃業務を発注する場合は、次に定める基準全てを満たさなければならぬ。
 - (1) 病院清掃受託責任者を1人以上雇用し、契約する施設に専任で配置できること。
 - (2) 過去5年間で3年以上の病院清掃の実績を有すること。
 - (3) その他病院の規模又は特性により追加した事項
 - 11 病院以外の医療施設の清掃業務の場合は、次に定める基準を勘案して発注しなければならない。
 - (1) 病院受託責任者の雇用の有無
 - (2) 病院清掃の実績の有無
 - (3) 施設の規模又は特性（警備業務発注基準）

第6条 警備業務の発注を行う場合は、次項から第4項までの業務ごとに定める基準に、次の各号を加えた基準で発注を行わなければならない。

- (1) 佐世保市内に営業所を設置して事業を営んでいる者であること。
 - (2) 警備業法第4条による認定を受け、かつ、同法第2条第1項に規定する警備業務についてその形態及び内容に応じた警備能力を有すること。
 - (3) 当該業務の営業実績を1年以上有すること。
 - (4) 業務開始から終了まで業務を中断できない場合は、必ず交替要員を配置して、労働基準法に定める休息時間の確保すること。
- 2 施設警備業務を発注する場合は、個々の業務の内容並びに現地及び周辺の状態に応じ、警備員を適切に配置できる者でなければならない。
- 3 交通誘導警備業務を発注する場合は、次に定める基準による。ただし、個々の業務の内容並びに現地及び周辺の状態を考慮し、基準以上の交通誘導警備員の配置が必要と判断される場合は、この限りでない。
- (1) 地元警察署若しくは道路管理者との協議又は地元説明会等で交通誘導員を配置するよう条件（以下「条件」という。）が付された場合は、条件に基づき交通誘導警備員A、交通誘導警備員A相当又は交通誘導警備員B（以下「交通誘導警備員等」という。）をその種別ごとに、適切に配置できること。
 - (2) 駐車場等への進入車両の出入口が、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第7条第1項各号に規定する区域内にある場合は、駐車場等の開場中、必要数の交通誘導警備員Bを継続して適切に配置できること。
 - (3) 長崎県公安委員会が法に基づき道路における危険を防止するために必要と認めた路線に交通誘導警備員Bを配置する場合は、業務区間ごとに業務責任者として、交通誘導警備員Aを1人以上適切に配置できること。
 - (4) その他の交通誘導警備業務については、個々の業務の内容並びに現地及び周辺の状態を考慮して交通誘導警備員等を適切に配置できること。
- 4 雑踏警備業務を発注する場合は、次に定める基準による。ただし、個々の内容並びに現地及び周辺の状態を考慮し、基準以上の雑踏警備員の配置が必要と判断される場合は、この限りでない。
- (1) 業務を行う場所ごとに、雑踏警備員を配置でき、かつ、業務責任者として、雑踏警備員A又は雑踏警備員Bを1人以上配置できること。

(2) 警備場所の広さ、予想される雑踏の状況、従事する警備員の人数又は配置の状況等により、業務を適正に実施するために2以上の区域に区分される場合は、それらの区域ごとに業務責任者として、雑踏警備員A又は雑踏警備員Bを1人以上配置できること。

(3) 警備場所が2以上の区域に区分される場合は、すべての区域を統括する業務責任者として、雑踏警備員Aを1人配置できること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月2日から施行する。

(要綱等の廃止)

2 清掃・警備業務等の契約事務に関する要綱（平成13年2月19日施行）は、廃止する。

3 交通誘導に係る業務委託に関する交通誘導員配置基準（平成25年4月1日施行）は、廃止する。

4 雑踏警備に係る業務委託に関する雑踏警備員配置基準（平成25年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年9月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月10日から施行する。

2 改正後の規定は、令和7年度以後に締結する契約について適用し、令和6年度以前に締結した契約については、なお従前の例による。

別表 1 (第 4 条関係)

業 種	業者登録に必要な資格	業者登録に必要な機械器具
建築物清掃業務	・ 清掃作業監督者	・ 真空掃除機及び床みがき機
特定建築物清掃業務		
空気環境測定業務	・ 空気環境測定実施者	・ ビル管法施行規則第 26 条第 1 号に規定する機械器具
空気調和用ダクト清掃業務	・ 空気調和用ダクト清掃作業監督者	・ ビル管法施行規則第 26 条の 3 第 1 号に規定する機械器具
飲料水貯水槽清掃業務	・ 貯水槽清掃作業監督者	・ ビル管法施行規則第 28 条第 1 号に規定する機械器具
排水管清掃業務	・ 排水管清掃作業監督者	・ ビル管法施行規則第 28 条の 3 第 1 号に規定する機械器具
ねずみ昆虫等防除業務	・ ねずみ昆虫等防除作業監督者	・ ビル管法施行規則第 29 条第 1 号に規定する機械器具
環境衛生総合管理業務	・ 統括管理者 ・ 清掃作業監督者 ・ 空気環境測定実施者 ・ 空調給排水管理監督者	・ ビル管法施行規則第 30 条第 1 号に規定する機械器具

※ 環境衛生総合管理業務は、表中の資格者をそれぞれ 1 人以上有していること。